

## 開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、NHK、テレビユー山形、さくらんぼテレビジョン、朝日新聞社からパソコン、カメラ、録音機等の使用について申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○**町田義昭議会運営委員長** おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、2月28日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第2号、議案第8号、議案第11号、議案第33号にそれぞれ反対1名、賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般議案1件、予算案1件、人事案件1件、諮問1件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長から委員会付託を省略し、全

員による審議を諮っていただき、決定後それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせのとおり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査について及び閉会中における継続調査について発言をいただき、表決を行います。

全日程終了後、市長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**渋谷佐輔議長** 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

### 日程第1 議案第13号 指定管理者の指定について外35件

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第36、議案第12号平成30年度長井市水道事業会計予算までの36件を一括議題といたします。

### 総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○**赤間泰広総務常任委員長** おはようございます。

それでは、総務常任委員会審査報告を申し上げます。

平成30年第2回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案7件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月8日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第13号 指定管理者の指定について、議案第14号 指定管理者の指定について及び議案第15号 指定管理者の指定についての3件について、関連がありますので一括して申し上げます。

議案第13号では、長井市致芳コミュニティセンター運営協議会を指定管理者に指定し、長井市致芳コミュニティセンターの管理を行わせるため、議案第14号では、長井市西根コミュニティセンター運営協議会を指定管理者に指定し、長井市西根コミュニティセンターの管理を行わせるため、議案第15号では、長井市平野コミュニティセンター運営協議会を指定管理者に指定し、長井市平野コミュニティセンターの管理を行わせるため、それぞれ提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、致芳地区、西根地区、平野地区それぞれの役員選考や総会などの今後のスケジュールはどうなっているかとの質疑がなされ、地域振興主幹からは、致芳地区は2月22日にコミュニティセンター運営協議会の設立準備委員会を立ち上げ、3月22日に設立総会を開催する予定になっており、この間、各専門部会などを開催しながら準備を進めているところである。西根コミュニティセンターは、2月21日に設立準備委員会を立ち上げ、組織の承認を受けているところである。同日にコミュニティセンターの館長や委員の選考委員会を立ち上げ、4月中旬にもう一度委員会を開催し、正

式決定したいと伺っている。これまでの西根地区公民館運営協議会は、3月20日に解散総会を行い、コミュニティセンター運営協議会を立ち上げる。また、地域づくり計画を策定し、実践してきた地域づくり推進協議会は、3月26日に解散総会を行うと伺っている。平野地区は、コミュニティセンター準備委員会を数カ月前から開催し、2月14日が最終回になる。コミュニティセンター運営協議会での委員の選考はこれからになるが、館長はそのまま引き続き担われ、平野地区公民館運営協議会は3月30日に解散し、コミュニティセンター運営協議会を立ち上げると伺っているとの答弁を受けたところでありませぬ。

また、委員からは、市の体制として、地域づくり推進課以外に地元職員を兼務辞令等でフォローアップしていく予定はあるのかとの質疑がなされ、総務参事からは、コミュニティセンターの所管課はこれまでどおり地域づくり推進課になる。兼務という形でコミュニティセンター化を推進する地区担当職員を配置する方向で人事協議を行っているところであるとの答弁を受けたところでありませぬ。

採決の結果、議案第13号、議案第14号及び議案第15号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、定住自立圏形成協定の締結もしくは変更または協定の廃止を求めることを議会の議決すべき事件とするため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、中心市の米沢市が年8,500万円程度、2市5町は年1,500万円程度の特別交付税があるということだが、具体的にどうしているのかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、形成協定は6月議会

で議決していただくよう事務担当者で協議を進めており、共生ビジョンを12月に策定する予定である。平成31年度予算から特別交付税の財源を活用して事業を実施したいと考えている。具体的事業としては、広域観光や米沢牛などの事業について置賜3市5町が一体的にアピール等を行っていききたい。中心市の米沢市へのアクセスとして、フラワー長井線の活性化に向けた事業などに充てることも可能であるので、地域住民の生命と暮らしを守る取り組みをどのようにしていくのか、今後具体的に決めていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、中心市である米沢市が必ず協定に入るようになるのかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、あくまでも中心市が米沢市であるので、米沢市と協定を結ぶことになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、共生ビジョンは国で審査を行うことになるのかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、国の審査は一切ない、定住自立圏構想推進要綱に基づき、中心市の米沢市が近隣の各市町と協議し、共生ビジョンを策定することになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、財政支援はいつまで受けられるのかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、特別交付税は共生ビジョンの期間となり、基本的には5年間になるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため提案さ

れたものであります。

質疑に入り、委員からは、第6条に規定する思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに犯罪歴その他の社会的差別の原因となる、またはなり得るおそれがある個人情報という部分を要配慮個人情報という文言に統一することになるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、全国的に要配慮個人情報に統一する改正内容であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市行財政改革推進委員会の事務局を変更するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、総務課はいろいろ多岐にわたる仕事を行っていると思う、総務課に事務局を変更して大丈夫なのかとの質疑がなされ、総務課長からは、総合政策課を設置する際に総務課と企画調整課の業務について分担し、バランスを図りながら事務を執行させてきたが、総務課で担当したほうがバランス的に適当であるとの結論に至ったとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、働き方改革について全体を見る必要があると思う、時間外が各課によってばらつきがあるので、職員が健康で存分に仕事ができる体制を常々考えていく必要があると思うがどうかとの質疑がなされ、総務参事からは、以前は秘書・広報担当も総務課の所管であったが、その事務が総合政策課に移ったことを勘案して職員の配置をしている。平成28年度に行財政改革推進プランの作成を総合政策課で行ったが、その後の推進管理については総務課ということで今回ご提案申し上げている。事務分担に応じた適正な職員の配置について十分留意し、職員の負担にならないよう人事配置に努

めていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正による所要の改正及び被保険者の負担軽減を図るため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第7、議案第31号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの7件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第13号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第14号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第15号 指定管理者の指定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第15号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第26号 長井市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第26号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第28号 長井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第29号 長井市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、総務委員長報告のと

おり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第31号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

### 文教常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

○**安部 隆文教常任委員長** おはようございます。

平成30年第2回市議会定例会において文教常任委員会に付託されました議案5件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第16号から議案第18号までの指定管理者の指定についての3件について、関連がありますので一括して申し上げます。

議案第16号は、長井市中央地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、長井市中央地区公民館、長井市勤労青少年ホーム、長井市民体育館及び長井市テニスコートの管理を行わせるために、また議案第17号及び議案第18号は、長井市伊佐沢地区公民館運営協議会及び長井市豊田地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、各地区公民館の管理を行わせるために、それぞれの指定期間を平成30年4月1日から平成31年

3月31日までとして提案されたものであります。

採決の結果、議案第16号から議案第18号までの3件については、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、株式会社デーシーエスを指定管理者に指定し、長井市立図書館の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、長井市立図書館指定管理者選定採点集計表という資料によれば、おおむねほかの施設より高い点数で評価されているが、防災等安全面の配慮は十分かの項目の点数が低いようである。どのような課題があるのか、何か問題なのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、審査会の委員は、副市長を委員長として教育長並びに関係参事等による総合得点なので一概に申し上げるべきではないかもしれないが、今年度については指定管理者の指定の範囲ではないが、ボイラー等の故障などさまざまな緊急な対応を迫られたということで、審査委員はそういった部分を懸念されたのではないかとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、有限会社山形総合舞台サービスを指定管理者に指定し、長井市民文化会館の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、市民文化会館が来年度から使えなくなるという当初の予定が1年延びたわけだが、市民文化会館が使えない間の拠点として、山形総合舞台サービスが花作町に仮事務所を借りたと聞いたが、教育委員会との関係はないかとの質疑がなされました。文化生